

「優生保護法改正」をやめよう

優生保護法「改正」がまたもや声高に叫ばれだしていることを知っていますか。かつて優生保護法「改正」案は、「'72～'73年の国会に上呈され、女性、「障害」者を中心とする広範な人々の反対運動により廃案となったのですが、今回、その時集中砲火をあびた「胎児に障害があるとわかった時中絶できる」という「改正」項目をとりさげ、中絶許可条件から「経済的理由」を削るという一点で、「改正」への動きが進められています。

優生保護法とは、「優生上の見地から、不良なる子孫の発生を防止し、母性の生命健康を保護する」ために作られた法律で、優生思想をその礎としています。優生思想とは、「障害」者=悪と見なし、人為的に、「障害」者を「淘汰」することを目的とする「障害」者差別の極限的思想であって、この思想が、「優等なる者」の「劣等なる者」への支配を正当化させ、侵略のイデオロギーとして使われてきたのです。

今回の「改正」策動は、「'81年3月国会予算委で、玉置、村上両議員（共に生長の家を支持基盤とする）の質問に対し森下厚生大臣が「経済的理由は意義を失なっている。早急に改生案を出したい。」と答弁したことを利用したもので、すでに中央優生保護審査会で討議が始まり、早ければ次期国会「改正」案提出という切迫した情勢となっているのです。この「改正」を最も積極的に進めているのが、あの右翼「生長の家」です。憲法改憲と優生保護法「改正」を二大懇願とする生長の家は、ソフトムードの「小さな命を救おう

！」キャンペーンをテレビコマーシャルまで動員して行なっているのです。

私たちはこの「改正」に断固として反対します。そもそも、「障害」者をまっ殺するための法律である、優生保護法自体の存在が許されてはなりません。「改正」はこれをさらに「障害」者まっ殺法として純化させることであり、そして何よりも、女に対してより一層の抑圧を加えようとするものです。現行の中絶のほとんどが、生長の家の言うように「10代の非行の結果」や「フリーセックスの風潮の結果」などではなく、いわゆる主婦によって行なわれていることは、たとえ婚姻制度の枠内にあっても「産めない情況」に多くの女たちがいることを示しているといえます。こうした状況を無視して中絶を禁止しようとする動きには、女の自主的な人生の選択など無視した、女を子産みの道具としか見ない考え方、婚姻外セックスへの制裁、「性道徳」「性倫理」のおしつけ等が内在しているといえます。100%の避妊法がない以上「望まない妊娠」はなくならず、中絶の法的禁止はヤミ堕胎、母子心中といった形で女にだけ更にツケが回される結果になることは明らかです。誰だって中絶など望んでいません。それなのに、なぜ女が一方的に身を危険にさらして中絶させられ、墮胎罪に問われ、殺人者とののしられなければならないのでしょうか。これ以上の女への抑圧を断じて許してはなりません。

この「改正」は、性一妊娠一出産の国家管理の強化、性秩序の「回復」、家思想の強化をねらったものであ

「優生保護法改正」をやめよう

（連絡先：京大セサ解研究会 Tel. 03-2111-2722）

り、侵略体制作りの一環に他なりません。

情勢は差し迫っています。今すぐ反対の声をあげていかねばなりません。私たちは、女解研主催の優生保護法「改正」問題学習会を契機として優生保護法「改正」を阻止する女たちの会を結成し、活動を開始しま

した。

今回、下記の通り、連続公開学習会と集会を開催します。共に討論する中から優生保護法「改正」廃止の広範な陣型を作りあけていきたいと思います。多くの人の参加を訴えます。

★ 優生保護法「改正」阻止にむけた

連続公開学習会

第1回： 優生保護法とは何か 11月19日(金)4時～

第2回： 今回の「改正」策動とは何か 11月27日(土)1時～

第3回： その背景 12月2日(木)4時～

於、文学部学生教室

★ 優生保護法「改正」阻止！決起集会

12月10日(金)4時～法経5(3)